○前橋市営駐車場条例

平成５年１２月９日

条例第４６号

改正　平成８年５月７日条例第８号

平成８年６月２５日条例第２０号

平成１０年１２月１１日条例第３４号

平成１１年９月２０日条例第２６号

平成１４年３月２８日条例第５号

平成１４年１２月１２日条例第３０号

平成１６年５月２８日条例第１０号

平成１６年９月２９日条例第４３号

平成１６年９月２９日条例第５３号

平成１８年３月２９日条例第１１号

平成２４年３月２９日条例第１０号

平成２６年３月３１日条例第３号

平成２７年３月３０日条例第１６号

平成３０年３月２９日条例第１０号

平成３０年９月１９日条例第３３号

平成３１年３月２８日条例第５号

令和４年３月３１日条例第１２号

令和４年１２月１３日条例第４３号

（設置）

第１条　市は、道路交通の円滑化と市民の利便を図るため、市営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

（平１６条例５３・一部改正）

（名称及び位置）

第２条　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1)　道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第２項第７号に規定する自動車駐車場

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 千代田町二丁目立体駐車場 | 前橋市千代田町二丁目２番１号 |
| 城東町立体駐車場（駐車場法（昭和３２年法律第１０６号）第２条第２号に規定する路外駐車場の部分を除く。） | 前橋市城東町二丁目３番８号 |

(2)　駐車場法第２条第２号に規定する路外駐車場

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 城東町立体駐車場（前号に規定する自動車駐車場の部分を除く。） | 前橋市城東町二丁目３番８号 |
| ５番街立体駐車場 | 前橋市千代田町二丁目５番５号 |
| 群馬総社駅前駐車場 | 前橋市総社町植野５００番７ |
| 前橋大島駅北口駐車場 | 前橋市天川大島町１３１０番１ |
| 前橋大島駅南口駐車場 | 前橋市天川大島町１３１７番４ |
| 駒形駅南口第一駐車場 | 前橋市小屋原町９４６番１ |
| 駒形駅南口第二駐車場 | 前橋市小屋原町９５３番３ |
| 新前橋駅東口駐車場 | 前橋市新前橋町２３番１８ |
| 前橋駅北口駅前広場駐車場 | 前橋市表町二丁目２９番１号 |
| 大胡駅前駐車場 | 前橋市茂木町３８番７ |

（平１６条例５３・全改、平２４条例１０・令４条例１２・一部改正）

（駐車できる自動車）

第３条　駐車場を使用できる自動車の種類は、道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）別表第１に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車以外の二輪自動車を除く。）とする。ただし、市長は必要があると認めるときは、その他の車両を駐車させることができる。

（供用時間）

第４条　駐車場の供用時間は、午前０時から翌日の午前０時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（平１０条例３４・一部改正）

（供用の休止）

第５条　市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

２　前項の規定により駐車場の全部又は一部の供用を休止する場合は、緊急の場合を除くほか、あらかじめ駐車場の見やすい場所に、この旨を掲示するものとする。

（駐車料金の額等）

第６条　駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）から徴収する駐車料金は、別表に定めるとおりとする。ただし、使用者以外の者が使用者に代わって料金を納付することについて市長が特に認めるときは、その者から駐車料金を徴収することができる。

２　市長は、使用者の利便を図るため、千代田町二丁目立体駐車場、城東町立体駐車場及び５番街立体駐車場については、回数駐車券を発行することができる。

３　前項の回数駐車券の発行及び使用について必要な事項は、市規則で定める。

（平１０条例３４・平１６条例５３・一部改正）

（駐車料金の減免）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車料金を免除することができる。

(1)　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2)　国又は地方公共団体が、緊急を要する業務を行うため使用する自動車を駐車させるとき。

２　前項各号に規定する場合のほか、市長が必要があると認めるものについては、駐車料金を減免することができる。

（駐車料金の追徴）

第８条　市長は、不正な手段により駐車料金を免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の２倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

（駐車料金の不還付）

第９条　既納の駐車料金は、還付しない。ただし、定期駐車券料金及び月ぎめ駐車に係る駐車料金については、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（平１０条例３４・平１４条例５・一部改正）

（駐車の拒否）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1)　発火性又は引火性の物品その他の危険物を積載しているとき。

(2)　駐車場の施設を毀損し、又は汚損するおそれのあるとき。

(3)　その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

（平２７条例１６・一部改正）

（行為の禁止）

第１１条　使用者は、駐車場内で次に掲げる行為をしてはならない。

(1)　他の自動車の駐車を妨げること。

(2)　駐車場の施設を毀損し、又は汚損すること。

(3)　火気を使用すること。

(4)　みだりに騒音を発すること。

(5)　その他駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（平２７条例１６・一部改正）

（損害賠償）

第１２条　駐車場の施設を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（平２７条例１６・一部改正）

（事故の免責）

第１３条　天災、火災、盗難、衝突その他市の責めに帰さない理由によって使用者及び第三者が被った損害に対しては、市は、その責めを負わない。

（指定管理者による管理）

第１４条　駐車場の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

２　前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1)　駐車場の利用に関する業務

(2)　駐車場の施設、設備及び物品の保全（簡易な修繕及び整備を含む。）に関する業務

(3)　その他市長が定める業務

３　指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則で定める管理の基準に従い、当該駐車場を適正に市民の利用に供しなければならない。

４　指定管理者は、当該駐車場を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づき、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

５　第１項の規定により指定管理者が管理を行う駐車場にあっては、第３条ただし書、第４条ただし書、第５条第１項及び第１０条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（平１６条例５３・全改、令４条例４３・一部改正）

（委任）

第１５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（平８条例８・旧第１５条繰下、平１６条例５３・旧第１６条繰上）

附　則

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成８年５月７日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年６月２５日条例第２０号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成９年規則第１号で平成９年１月９日から施行）

附　則（平成１０年１２月１１日条例第３４号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第２条の表の改正規定中群馬総社駅前駐車場に係る部分、第９条ただし書の改正規定中月極駐車に係る部分及び別表の改正規定中群馬総社駅前駐車場に係る部分　この条例の公布の日から起算して２月を超えない範囲内において市規則で定める日

（平成１１年規則第１号で平成１１年２月１日から施行）

(2)　第２条の表及び別表の改正規定中前橋大島駅北口駐車場に係る部分　この条例の公布の日から起算して３月を超えない範囲内において市規則で定める日

（平成１１年規則第４号で平成１１年３月１０日から施行）

附　則（平成１１年９月２０日条例第２６号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成１１年規則第４８号で平成１１年１１月１５日から施行）

附　則（平成１４年３月２８日条例第５号）　抄

１　この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１４年１２月１２日条例第３０号）

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年５月２８日条例第１０号）

この条例は、平成１６年７月１日から施行する。

附　則（平成１６年９月２９日条例第４３号）

この条例は、平成１６年１２月５日から施行する。

附　則（平成１６年９月２９日条例第５３号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１７年４月１日から施行する。

（前橋市道路の附属物駐車場の駐車料金徴収条例の廃止）

２　前橋市道路の附属物駐車場の駐車料金徴収条例（平成４年前橋市条例第３１号）は、廃止する。

（経過措置）

３　この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において、前橋市営駐車場条例第１４条の規定により管理を委託していた駐車場の管理については、施行日から平成１８年９月１日（その日前に地方自治法の一部を改正する法律（平成１５年法律第８１号）による改正後の地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づき指定管理者を指定した場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

４　附則第２項の規定による廃止前の前橋市道路の附属物駐車場の駐車料金徴収条例（平成４年前橋市条例第３１号）の規定に基づき発行された回数駐車券は、この条例の規定に基づき発行された回数駐車券とみなす。

附　則（平成１８年３月２９日条例第１１号）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場を出場する場合について適用する。

附　則（平成２４年３月２９日条例第１０号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日条例第３号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（前橋市営駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

１２　第１１条の規定による改正後の前橋市営駐車場条例別表の規定は、施行日以後の納付に係る駐車料金について適用する。

附　則（平成２７年３月３０日条例第１６号）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

２　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の納付に係る駐車料金について適用する。

附　則（平成３０年３月２９日条例第１０号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月１９日条例第３３号）

この条例は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日条例第５号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（前橋市営駐車場条例の一部改正に伴う経過措置）

１３　第１２条の規定による改正後の前橋市営駐車場条例別表の規定は、施行日以後の納付に係る駐車料金について適用する。

附　則（令和４年３月３１日条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年１２月１３日条例第４３号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

（平１０条例３４・全改、平１１条例２６・平１４条例５・平１４条例３０・平１６条例１０・平１６条例４３・平１６条例５３・平１８条例１１・平２４条例１０・平２６条例３・平２７条例１６・平３０条例１０・平３０条例３３・平３１条例５・一部改正）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 駐車場の名称 | 区分 | 駐車時間 | 駐車料金 |
| 千代田町二丁目立体駐車場、城東町立体駐車場及び５番街立体駐車場 | 時間駐車 | １０時間まで | １時間につき　１００円 |
| １０時間を超え２４時間まで | 時間駐車１回につき　１，０００円 |
| 定期駐車 | 一般 | 午前０時から翌日の午前０時まで | １か月につき　１２，５７０円（城東町立体駐車場については、９，９００円） |
| 夜間 | 午後６時から翌日の午前８時まで | １か月につき　７，３３０円（城東町立体駐車場については、６，６００円） |
| 団体（千代田町二丁目立体駐車場に限る。） | 午前０時から翌日の午前０時まで | １か月につき　８，１４０円 |
| 群馬総社駅前駐車場、前橋大島駅南口駐車場及び駒形駅南口第一駐車場 | １日駐車 | 午前０時から翌日の午前０時まで | １日１回につき　５００円（群馬総社駅前駐車場については、入場後２０分まで無料） |
| 月ぎめ駐車 | 月の１日からその月の末日まで | １か月につき　５，２３０円 |
| 前橋大島駅北口駐車場及び駒形駅南口第二駐車場 | 月ぎめ駐車 | 月の１日からその月の末日まで | １か月につき　５，２３０円 |
| 新前橋駅東口駐車場 | 時間駐車 | １０時間まで | １時間につき　１００円 |
| １０時間を超え２４時間まで | 時間駐車１回につき　１，０００円 |
| 前橋駅北口駅前広場駐車場 | 時間駐車 | ２０分まで | 無料 |
| ２０分を超え１０時間２０分まで | ２０分を超える部分について２０分までごとに１００円 |
| １０時間２０分を超え２４時間まで | ３，０００円 |
| ２４時間を超える場合は、２４時間を超える部分について、２４時間までごとに、３，０００円又は２０分までごとに１００円を加算した額のいずれか低い額を加算する。 |
| 大胡駅前駐車場 | 月ぎめ駐車 | 月の１日からその月の末日まで | １か月につき　３，１４０円 |

備考

１　時間駐車に係る駐車料金（前橋駅北口駅前広場駐車場に係るものを除く。）の算定において、１時間に満たない駐車時間は、１時間とする。

２　時間駐車に係る駐車料金（前橋駅北口駅前広場駐車場に係るものを除く。）の算定において、駐車時間が２４時間を超える場合は、２４時間ごとに出場したものとみなして、駐車料金を算定する。

３　団体の定期駐車に係る駐車料金は、市長が適当と認める区画において、同一の期間に５台以上の定期駐車を行う場合に適用する。

４　月ぎめ駐車において駐車時間が１か月に満たない場合は、１か月とする。

５　駐車料金は、消費税及び地方消費税を含む。